

# 『おびサマ縁日』出店要項

## [開催概要]

### ◆目的

おび通りにて、市民に夏の思い出づくりの場を提供する為、イベントと露店による縁日を開催する。これにより、中心市街地の活性化の一策ともする。

### ◆開催日時

令和4年8月27日（土）15時～20時

しまだ元気市と同日開催

## 申し込み締め切り 7月11日（月）

### ◆会場

おび通り 南側

### ◆主催・

主催：おびサマ縁日実行委員会

事務局：地域交流センター歩歩路 33-1550

## [出店対象]

### ◆出店内容

縁日らしい各種商品、地場産品、農産物 等、 事業所PRも可

### ◆申込資格

島田市に居住する住民、事業所、団体等および実行委員会が適当と認めたもの。  
(島田市内の事業所、団体の出店を優先させていただきます。)

## [出店について]

### ◆確認事項

- ・ 1区画スペース 間口約3m×奥行約3m
- ・ 持ち込みテントは間口3m、奥行2.7m以下
- ・ テント・机・イスなどは各自用意ください。
- ・ 店頭用照明、電源は各自用意ください。
- ・ 露店営業許可が必要な方は 許可証（写し）を携帯ください。
- ・ 火気使用申請については、事務局より一括して消防署へ届出をします。
- ・ 店頭ごみ袋の用意およびごみの持ち帰りをお願いします。
- ・ 店頭調理を伴う出店の方は、ブルーシート等を床面に敷いてください。
- ・ 酒類の販売・提供は不可です。
- ・ 出店位置は事務局にて決定します。

### ◆出店料

1区画	1,500円 ※複数区画使用の場合は、1区画追加につき1,000円
-----	-----------------------------------

- 出店料の徴収は、7月下旬開催（予定）の出店者説明会にて行います。
- 開催が全中止となった場合の出店料返還は、8月末日まで地域交流センター歩歩路にて行います。（以降の返金はいたしません）

#### ◆陳列・販売等

- ・商品や出品物、現金の管理は、出店者各自にて管理してください。
- ・会場全体のライトアップは主催者が行いますが、出店区画によって手元が暗くなる場合がありますので、出店者各自で照明を用意してください。
- ・日よけ、風よけ、商品の吊るし等は出店者各自で用意してください。

#### ◆各種届け出

税務署、保健所等の許認可あるいは届け出が必要な方（露店営業、火気使用）は必ず手続きを完了してください。

#### ◆搬入・搬出

- ・おび通りは、終日車両の進入は出来ません。
- ・出店者は開催時間より前に会場から撤収することは出来ません。

#### ◆注意事項

出店者の責の生じる事故等については、出店者により賠償していただきます。

万が一の事故に対応できるよう、出店者自身で賠償責任をカバーする保険に加入してください。

- ・持ち込みテント等の設置物は風で飛ばされないよう重石などで固定するなど十分注意して、強風が予想される場合は天幕を張らないようにして下さい。
- ・出店者の持ち込みテント及び什器等による事故には、主催者は責任を負いません。
- ・出店者間及び出店エリアでの対人・対物トラブル、食中毒などの食品衛生管理について発生する損害等については、当該出店者の責任とし、主催者はその責任を負いません。
- ・天災等、不可抗力の原因で開催中止になった場合、それによって生じた損害については補償しません。
- ・**酒類の販売・提供は不可です。**
- ・衛生面に最大限配慮し、事故・苦情等が発生しないようご注意ください。
- ・平成26年8月1日より施行される島田市火災予防条例の一部改正に伴い、対象火気器具等（気体・液体・固体燃料を使用する器具、電気を熱源とする器具）を使用する場合には、申し込みの際必ず使用器具の申告を行い、当日は消火器を持参してください。
- ・火気を使用する出店者でガソリンを貯蔵・取扱う場合は、ガソリンの特性や危険性について十分留意してください。ガソリンは、消防法令に適合した金属製容器等で貯蔵し、発電機等に注油する際は、圧力調整弁の操作等容器の説明書に従って適正に取り扱ってください。
- ・火気を使用する出店者でガスコンロ等を使用する場合は、ガス漏れを防ぐためゴムホース等の点検を行ってください。またプロパンガスの使用は、直射日光の当たらない通気の良い場所に設置し、転倒しないよう鎖等で固定してください。
- ・**申込内容と著しく異なる場合、公序良俗に反する場合、その他主催者が適切でないと認めた場合は、開催期間中であっても出店営業をお断りします。**
- ・下記のものを持ち込む事、展示、販売することを禁じます。
  1. コピー商品（模造品）及び盗品、またはそれに類すると判断するもの。
  2. 違法商品
  3. 麻薬類及び違法商品ではなくともそれに類すると判断するもの。
  4. 風紀を著しく乱すもの（アダルト商品など）

5. 混雑した会場内で運搬に危険が伴うもの。
6. 運搬に際して来場者の迷惑となるもの。
7. 契約商品(不動産関係、金融関係、携帯電話、通信関連など)無形財産の販売。  
(ただし、企業出店などで事務局の許可を受けた物品、サービスについては除く)
8. 上記の他、主催者が不相当と判断したもの。

[その他]

◆事故等の対応について

主催者は、出店物や出店者持ち込みの什器・備品などにより、会場内や駐車場等周辺区域で発生した事故に対しては、一切の責任を負いません。

◆ごみ処理

- ・終了後は出店位置周辺を清掃し、ごみは必ず出店者が持ち帰ってください。
- ・クギ、画鋸、ダンボールのホチキス等は必ず拾ってください。

◆中止について

- ・雨天の場合は中止となります。
- ・開催・中止の判断は諸処のデータに基づき、開催当日に主催者が行います。  
※ 判断時間：最終 当日 朝8時以降に事務局（歩歩路）へ問い合わせるか、  
元気市のホームページあるいは商店街連合会のホームページでご確認ください。
- ・当日の連絡先は、地域交流センター歩歩路（Tel0547-33-1550）です。

[出店までの流れ]

出店要項を理解し出店申込書に記入の上、事務局まで提出してください。(FAX可)

**※7月11日が申し込みの締め切りです。**

↓

主催者にて出店の可否並びに区割りを決定します。

※出店希望者が多数の場合は、厳正な抽選を行い、可否を決定します。

※出店位置は、出店申し込みの状況を考慮し、事務局にて決定します。

↓

**7月下旬に 出店者説明会を開催します。**

↓

当日、出店料の徴収を行います。

◆新型コロナウイルス感染症対策について

- (1) 新型コロナウイルスの感染状況により、中止あるいは開催内容を変更することがあります。
- (2) 当日店頭に出るすべての方の名簿と検温結果を本部へ提出いただきます。(検温器は本部に用意)
- (3) 各店毎にアルコール消毒液を用意ください。
- (4) 飛沫感染防止の為、マスク着用ください。

[お問い合わせ・お申し込み先]

おびサマ縁日実行委員会事務局

【島田市地域交流センター歩歩路 内 (株)まちづくり島田】

〒427-0022 島田市本通3丁目6-1 TEL 0547-33-1550 FAX 0547-33-1565